

第105号議案

会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

品川区長 森 澤 恭 子

会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の130」に改める。

第16条の2第2項中「100分の112.5」を「、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の122.5」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の130」を「100分の125」に改める。

第16条の2第2項中「、6月に支給する場合においては100分の11

2. 5、12月に支給する場合には100分の122.5を「100分の117.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 会計年度任用職員の期末手当および勤勉手当に係る支給月数を改める必要がある。